

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

氏名 大谷清運株式会社
代表取締役 二木 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年10月27日

許可の有効年月日 令和11年10月26日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上5種類)

イ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類

(以上1種類)

ウ 選別圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。)

(以上1種類)

エ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず

(以上3種類)

(いずれの産業廃棄物も、廃乾電池、廃蛍光灯、特定家庭用機器再商品化法対象物及び空き
びんを除く。)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷八丁目14番29号

(2) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 10月 27日 新規許可

令和 6年 10月 27日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号: 6-23-C0018

産廃エキスパート



東京都

(裏面)

2 事業の用に供する施設
(1) 東京都足立区入谷八丁目14番29号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	4.79t/日	-----	令和2年2月18日	-----	-----
選別圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	3.84t/日	-----	平成31年1月27日	-----	-----
	金属くず (アルミ缶に限る。)	1.29t/日	-----	平成31年1月27日	-----	-----

(2) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.64t/日	8.17t/日	平成22年3月9日	-----	-----
	紙くず	6.96t/日				
	繊維くず	2.32t/日				
	金属くず	32.4t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	34.8t/日				
破 砕	廃プラスチック類 (廃電子記録媒体に限る。)	0.10t/日	-----	平成22年3月9日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (廃ペットボトルを除く。)	1.92t/日	-----	平成26年10月14日	-----	-----
圧縮固化	廃プラスチック類	-----	2.52t/日	平成22年1月22日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				

(以下余白)